

船舶事故調査報告書

平成22年8月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	不明（平成21年7月12日 00時00分～04時58分ごろの間）
発生場所	新潟県佐渡島 ^{ほじきさき} 弾 埼 灯台から真方位120° 10.8海里付近（概位 北緯38° 14.4′ 東経138° 42.7′）
事故調査の経過	平成21年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。また、本事故の調査には、1人の地方事故調査官（横浜事務所）が参加した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第五 ^{さかえ} 栄丸、8.65トン NG2-1630（漁船登録番号）、個人所有 11.57m(Lr)×3.22m×1.05m、FRP ディーゼル機関、147kW、昭和52年5月 船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月27日 免許証交付日 平成20年3月21日 （平成26年2月26日まで有効） 甲板員 女性 61歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）、行方不明 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、佐渡島弾埼沖の漁場で、かれい刺し網漁の操業中、火災となっているところを平成21年7月12日04時58分ごろ付近を通りがかった遊漁船に発見され、海上保安庁巡視艇、僚船等の消火作業により鎮火し、両津港にえい航されたが、船長及び甲板員が行方不明となった。 13時40分ごろ発生場所付近で捜索していた僚船により、海上に浮いている甲板員が発見され、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 2m/s、気温 20.4℃、水温21～22℃ 海象：うねりの波高約0.5m
その他の事項	船長及び甲板員は、かれい刺し網漁に行くときは、いつも00時ごろ自宅を出ていた。 本船発見場所は、ふだんから、本船がかれい刺し網漁を行っていた「ナカ瀬」と呼ばれる漁場付近であった。

	<p>本船が行っていたかれい刺し網漁は、前日に仕掛けていた刺し網を引き揚げ、新たに刺し網を設置して行うものであった。</p> <p>船体後部に設けられた操舵室は、その後面が出入口になっており、操舵室内出入口付近の調理台にガスコンロが置かれ、ふだんから、船内で煮炊きをしていた。</p> <p>本船は操舵室に漁業用無線を設備し、船長は携帯電話を持って本船に乗り組んでいたが、本事故当時、僚船、自宅等への連絡はなかった。</p> <p>救命胴衣は、操舵室にあった。</p> <p>事故後、海上で浮いているところを発見された甲板員は、雨合羽を着用していたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>事故後、えい航されて両津港に引き揚げられた本船の焼損状況は、船体後部の焼損が激しく、操舵室は完全に焼け落ちていた。</p>								
分析	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">不明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">不明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>本船は、平成21年7月12日00時00分ごろ船長及び甲板員が自宅を出て、両津港北東方沖において操業中、出火したものと考えられる。</p> <p>本船が行っていた刺し網漁は、漁場に到着して操業を始めると、ほとんど移動しないものと考えられる。</p> <p>本船は、船体後部の焼損が激しく、操舵室が完全に焼け落ちていることから、操舵室の出入口付近に置かれたガスコンロ付近から出火した可能性があると考えられるが、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長が、火災発生時、無線電話又は携帯電話を使用して救助を求めなかったことについては、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、平成21年7月12日00時00分ごろ船長及び甲板員が自宅を出て、両津港北東方沖において操業中、出火したものと考えられる。</p> <p>本船が行っていた刺し網漁は、漁場に到着して操業を始めると、ほとんど移動しないものと考えられる。</p> <p>本船は、船体後部の焼損が激しく、操舵室が完全に焼け落ちていることから、操舵室の出入口付近に置かれたガスコンロ付近から出火した可能性があると考えられるが、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長が、火災発生時、無線電話又は携帯電話を使用して救助を求めなかったことについては、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、平成21年7月12日00時00分ごろ船長及び甲板員が自宅を出て、両津港北東方沖において操業中、出火したものと考えられる。</p> <p>本船が行っていた刺し網漁は、漁場に到着して操業を始めると、ほとんど移動しないものと考えられる。</p> <p>本船は、船体後部の焼損が激しく、操舵室が完全に焼け落ちていることから、操舵室の出入口付近に置かれたガスコンロ付近から出火した可能性があると考えられるが、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長が、火災発生時、無線電話又は携帯電話を使用して救助を求めなかったことについては、船長が行方不明及び甲板員が死亡していることから、明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が両津港北東方沖において操業中、操舵室内に置かれたガスコンロ付近から出火したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								